

農業委員会議事日程

日 時：令和2年6月29日（月）

午後1時30分

場 所：千曲市役所（新庁舎）301大会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
9. 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
11. 協議事項 農地相談会及び秋の農地パトロールについて
12. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会
1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名
農地利用最適化推進委員
山崎 健樹 外 13 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信
事務局次長 中山 秀一
農地係担当係長 宮坂 昌吉
農地係主査 平原 俊美
農地相談員 宮嶋 和義

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。
なお、今定例会から、通常どおり、農業委員及び農地利用最適化推進委員全員の招集といたしました但よろしくお願ひします。
ただ今から令和2年6月の総会を開催いたします。
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願ひいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願ひいたします。

中山次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第3、会期の決定について、であります但、議案の内容からして、本日一日で足りうると思ひますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります但、議長から指名するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。
11 番嶋田孝委員、13 番高松久男委員の両委員にお願ひいたします。

議 長

それでは、日程第5、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第12号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第6、議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2番岡田委員

2番岡田です。1番案件について、28日に担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

場所は、寂蒔区で〇〇〇工業㈱南西角近くの五十里川沿いにある三角形の農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、東側・南側は五十里川、西側は水路、北側は申請者の弟さんの畑ですが、同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

13 番高松委員

13 番高松です。2 番案件について、22 日に更級地区担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

場所は、須坂区で県道長野上田線沿い八幡代区との境付近にあり、駐車場として使用している部分について、追認申請するものであります。経過といたしましては、昭和 60 年に住宅を建築した際、今回申請部分も宅地の境界内に入っていると思い舗装をしてしまったとのこと。顛末書が提出され、悪質性がなく反省の姿勢が見られるほか、周囲は、西側は県道、北側・南側は申請者の宅地及び農地、東側は農地ですが、隣接耕作者の同意も得ており、追認許可について問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 13 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 7、議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

11 番嶋田委員

11 番嶋田です。1 番案件について、26 日に担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

場所は、倉科区で富士見橋より東側約 60mにある農地です。申請地において、簡易郵便局を新築するものであります。周囲は、東側は貸付人の住宅、西側は接骨院、南側は道路、北側は貸付人の畑と申請者以外の農地はなく、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定、日照等への影響も軽微であることから、問題ないと判断いたしました。

7 番綿貫委員

7 番綿貫です。2 番案件について、先日担当委員と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

場所は、八幡区で J R 姨捨駅より北側約 450m にある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、東側は道路、その他 3 方は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

13 番高松委員

13 番高松です。3 番・4 番案件について、22 日に更級地区担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

まず、3 番案件ですが、場所は、さらしなの里古代体験パークより北西側約 200m にある農地です。申請地において、自動車板金工場を新築するものであります。周囲は、西側は市道、その他 3 方は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから問題ないと判断いたしました。

次に、4 番案件ですが、場所は、須坂区で議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 番案件に隣接する農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、西側は県道、北側・南側は宅地、東側は貸付人の農地と申請者以外の農地はなく、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから問題ないと判断いたしました。

9 番緑川委員

9 番緑川です。申請に基づきまして 5 番案件について、関係委員で現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

場所は、千本柳区公民館より北側約 100m、スーパー〇〇〇〇より西側約 100m にある住宅地に囲まれた水田です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、北側・西側は水路、東側は貸付人の農地、南側は水田ですが、隣接耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから問題ないと判断いたしました。

4 番栗原委員

4 番栗原です。6 番案件について、先日担当委員 4 名と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

場所は、県道長野上田線沿いにある〇〇〇ガソリンスタンドより東側約 250m にある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、南側は住宅、東側は譲渡人の農地、北側・西側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続、日照への影響も軽微であることから、問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 14 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 8、議案第 15 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

9 番緑川委員

9 番緑川です。申請に基づきまして 1 番案件について、関係委員 3 名で現地確認をしてみましたので、ご報告いたします。場所は、内川区でスーパー〇〇〇〇より南側約 200m にある畑ですが、野菜を栽培する等、適正管理されており問題ないと判断いたしました。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 15 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 15 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 9、議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 16 号は、原案のとおり可決、決定されました。
以上で、議事はすべて終了いたしました。
続いて、日程第 10、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長
中山次長
宮坂担当係長

(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
(3)農地法第 5 条第 1 項ただし書き(許可不要)による転用行為について

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第 11、「協議事項」に入ります。
農地相談会及び秋の農地パトロールについて、事務局から説明をお願いします。

平原主査・宮嶋
相談員

……説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第 12、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和2年6月の総会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

[閉会] 午後2時45分